



HPはこちら

## 「その他時間」とは何か を明らかにさせて 社員の働き方を明確にさせよう！

新幹線統括本部に「乗務員の運用行路表における『その他時間』に関する申し入れ」を提出

東日本ユニオンは2月15日、新幹線統括本部と幹申第2号『2023年3月ダイヤ改正について』に関する申し入れの団体交渉を開催しました。新幹線統括本部は2023年3月ダイヤ改正より、基本行路内に「『駅業務・企画業務等』に従事する『その他時間』を指定する」としていることから、その具体的な業務内容などについて議論を行ってきました。

しかし、提案した側である新幹線統括本部は「その他時間」の基本的な考え方を明確に回答しませんでした。

東日本ユニオンは団体交渉議論を踏まえた上で、現場社員の不安解消をめざし、2月20日、幹申第4号「乗務員の運用行路表における『その他時間』に関する申し入れ」を新幹線統括本部に提出しました。

### 幹申第4号「乗務員の運用行路表における『その他時間』に関する申し入れ」

1. 乗務員勤務制度（乗務割交番作成規程）の「その他時間」とは何か考え方を明らかにすること。
2. 運用行路表上にある「乗務終了後」とは、作業上でいつの時期であるのか明らかにすること。また、文書にて明確に定めること。
3. 運用行路表上で「その他時間」を付記する場合には、その業務開始時間および終了時間を明確にすること。また、運用行路表に記載すること。
4. 「その他時間」で指示する業務の具体的内容をダイヤ改正実施までに明確にし、運用行路表に記載すること。

ルールをあいまいにして運用することが「柔軟な働き方」ではない！

安全で不安なく働くことができるJR東日本をつくりだそう！